

愛媛県後期高齢者医療広域連合広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する資産（公有財産、印刷物等。以下同じ。）を民間企業等の広告を掲載し、広告媒体として活用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広域連合の資産への広告掲載は、広域連合の新たな財源を確保し、住民サービスの向上を図るとともに、市町負担金の軽減を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「広告媒体」とは、以下に規定する広域連合の資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 広域連合が発行する広報印刷物
- (2) 広域連合のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる広域連合の資産で愛媛県後期高齢者医療広域連合長（以下「広域連合長」という。）が適当と認めたもの。

2 この要綱において「広告掲載」とは、民間企業等の広告を広告媒体に掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
 - (2) 公序良俗に反するもの
 - (3) 人権侵害となるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題等に関して主義主張のあるもの
 - (6) 個人の名刺広告
 - (7) 美観風致を害するもの
 - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
 - (9) その他、広告掲載をすることが適当でないと認められるもの
- 2 広告掲載に関する広告の内容その他の具体的な基準は、別に定める。

(広告料)

第5条 広域連合は広告掲載の対価として、広告主から広告料を徴収する。

2 広告料金は、広告媒体ごとに別に定める。ただし、入札等の方法により広告を募集する場合はこの限りでない。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告の募集方法、選定等の方法は、広告媒体ごとにその性質に応じて別に定める。

2 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(審査機関)

第8条 広告媒体に掲載する広告の適否を審査するため、愛媛県後期高齢者医療広域連合広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、次の掲げるものをもって構成する。

(1) 事務局長

(2) 総務課長

(3) 事業課長

(4) 総務企画係長

(5) 資格管理係長

(6) 医療給付係長

3 審査会の委員長は、事務局長とし、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が認めたときに、委員長が召集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会の会議は、過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(広告掲載の物品等の受入れ)

第11条 広域連合長は、広告掲載した物品等の寄贈の申し入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第4条第2項に規定する要件を満たすときは、寄贈を受けとることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、事務局長が別に定める。